

奈良県告示第百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、勢野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十八年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二丁目六一七
監事	吉岡 裕之	リ 三丁目六一六
理事	岡田 和久	リ 勢野東二丁目七一三三
監事	寺田 義一	リ 勢野西二丁目一一二三
理事	梅本 健	リ 勢野東二丁目一一一六
監事	辰巳 京也	リ 六丁目二一一三
監事	森田 昭男	リ 三丁目一〇一一三
監事	森田 誠一	リ 四丁目一二一五
監事	井上 幸司	リ 勢野西二丁目三一四四
理事	大東 善美	リ 勢野東四丁目六一一六
二 就任役員の役名、氏名及び住所		
理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二丁目六一七
監事	吉岡 裕之	リ 三丁目六一六
監事	岡田 和久	リ 勢野東二丁目七一三三
監事	寺田 義一	リ 勢野西二丁目一一二三
監事	梅本 健	リ 勢野東二丁目一一一六
監事	辰巳 京也	リ 六丁目二一一三
監事	森田 昭男	リ 三丁目一〇一一三
監事	森田 誠一	リ 四丁目一二一五
監事	大東 善美	リ 勢野西二丁目三一四四
監事	井上 幸司	リ 勢野東四丁目六一一六